

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 31 年 4 月 19 日付け浜田市監査委員告示第 8 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

2 財政部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 税務課	<p>ア 市税滞納者への行政サービス制限について</p> <p>市税の滞納がないことを交付要件とする補助金等については、税務課がとりまとめ、市ホームページへ行政サービスを制限するものとして補助金等の名称及び事業概要を掲載している。ところが、掲載される制限対象となる行政サービスの一覧表が1年以上更新されておらず、現年度の情報が網羅されていなかった。</p> <p>については、新年度が始まる前に補助金等を取り扱う対象課に照会し、毎年ホームページの一覧表を更新されたい。</p>	<p>1 平成 31 年度については、新年度が始まる前に各担当課に行政サービスの一覧表を確認してもらい、新たな補助金の追加や修正等をし、ホームページの更新をしました。</p> <p>2 令和 2 年度からは、新年度が始まる前に当課が把握していない補助金等の漏れを防ぐため、各課へ主管課を通じて照会し、毎年ホームページの一覧表を更新してまいります。</p>
	<p>イ 確定申告受付業務の効率化について</p> <p>平成 19 年の税申告支援システムの導入以来、相談受付時に職員が申告書を作成することで、市税賦課資料が連動して取り込まれるため、賦課業務が減少し効率化につながっている。また、そのシステムに庁内の他部局の情報を取り込むことで、国民健康保険料や介護保険料など、所得に応じて変動する料金への影響等きめ細かい申告相談が受けられると相談者から好評を得ている。課題としては、窓口職員の人員削減により 7 千人を超える相談者に対する受付体制の維持が困難になり、受付従事人数、場所、日程等体制の見直しを図っているとのことであった。</p> <p>住民サービスの充実も重要ではあるが、今後ますます職員の人員削減が予想されるため、安定して市税等の当初賦課業務が遂行できるよう、申告受付</p>	<p>1 平成 30 年分申告については、休日・夜間申告の見直しや支所公民館会場の廃止等により開催日数の縮減に努めました。また、次年度以降も本庁公民館会場の統廃合等により効率化を図ります。</p> <p>2 あわせて、支所間相互の職員派遣制度など職員の相互協力により、少ない職員で申告受付に対処できるよう運用改善を進めます。</p> <p>3 今後とも、将来を見据えた課税事務のあり方について、研究を進めます。</p>

	<p>業務の見直しをはじめ、10年後、20年後を見据えた課税事務全体のあり方について研究されたい。</p>	
<p>(2) 資産税課</p>	<p>ア 償却資産の把握について</p> <p>償却資産の未申告者の把握について、人数不足のため実地調査は行ってないが、より保有資産・取得価額の把握が可能な税務調査（個人・法人各確定申告書の減価償却費の計算書等）を実施し、申告漏れがないか抽出して調べている。</p> <p>償却資産は申告に基づく賦課課税であるため、公平性の観点から、申告書で把握できない調査にも努められたい。</p>	<p>償却資産の申告が出ていない個人若しくは法人については、税務署調査を実施することで対象者を把握し、申告を依頼することにより申告漏れとならないよう努めているところです。</p> <p>指摘のあったように、償却資産の申告のあったものについて、その申告内容が正しいかどうかの確認については、人数不足などの理由から実地調査等による確認ができてないのが現状です。</p> <p>今後は、疑義のある申告者の実地調査や対象者を絞った実地調査など、より効果的な手法を検討し、公平公正な課税に向けた調査を行うよう努めます。</p>